

令和5年度(2023年度)  
第1回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和5年(2023年)9月21日(木)午後2時00分～3時00分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

井上会長、三浦副会長、片平委員、清水委員、高橋委員、橋本委員、番場委員、堀内委員

※欠席：神代委員、野田委員

(2) 事務局

総務部総務課：倉田課長、筋調整幹、石塚主幹、清海主事

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 報告事項

以下の4件について、事務局より説明及び報告を行った。

- (1) 令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- (2) 令和4年度個人情報取扱事務の各種届出について
- (3) 令和4年度防犯等カメラ、ドライブレコーダー及びナンバーディスプレイの運用状況について
- (4) 越谷市随意契約事務取扱要領の一部改正について

7 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

## 8 会議資料

### (1) 報告事項資料

- ① 資料1：令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について
- ② 資料2：令和4年度個人情報取扱事務の各種届出について
- ③ 資料3：令和4年度防犯等カメラ、ドライブレコーダー及びナンバーディスプレイの運用状況について
- ④ 資料4：越谷市随意契約事務取扱要領の一部改正について

## 令和5年度(2023年度) 第1回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨

### 1 開会

- 司会（倉田課長）による開会挨拶、事務局の自己紹介
- 議長（井上会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

### 2 報告事項

#### (1) 令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について

- 総務課が資料1「令和4年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について」に基づき、概要を報告した。

- 質疑応答

- ① 資料1の6ページに「(情報公開) 請求者の区分別件数」の表があるが、市内関係者91件に対し、「その他上記に掲げる以外のもの」が108件と約半分を占めているが、これはどのような案件なのか。

(事務局)

市外の業者、市外在住の方からの請求になる。内訳としては、業者からの金額入り設計書が多い。この場合、例えば入札を希望される方や、参考にされる方というのは、市内の業者でない限りは、「その他上記に掲げる以外のもの」の分類に属する形になる。この区分の方は市内の方ではないので、手数料を徴収している。

- ② 資料1の6ページの「表5 非公開又は部分公開の理由」の4行目「公共の安全等に関する情報」は、具体的にどのようなものか。

(事務局)

主なものとしては、印影、判子の形がある。印影を公開してしまうと、偽造等される可能性もあるので、法人や個人の印鑑の形について、当該理由で非公開としている。

- ③ 資料1の7ページ以降を見ると、「請求の概要」に金入り設計書が非常に多い。以前いただいた「令和2年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況」には、金入り設計書の内容が具体的に記載されていたが、それを簡略化した経緯は。

(事務局)

似たような請求の種類が多いため、詳しい案件を伝えるというよりは、端的にどのような内容が請求されたのかということに重きを置いた形を取ることとした。その関係で、金入り設計書という名称のみの記載にしている。

- ④ 一般市民は、公開請求のあった金入り設計書が、具体的にどのような案件か確認できるのか。

(事務局)

現状として、総務課としては具体的な設計書名で集計していないため、ある設計書に対して何件請求があったか、いつ請求があったかといった記録は、個々の請求書を確認してみないと分からない。「この請求は、ありましたか」と言われると、探すのに時間を要することとなるので、調べたうえで後日回答する形になると思われる。

- ⑤ 資料1の16ページの表6、144番に「最高裁判所第三小法廷決定に係る調書」とあるが、具体的にどのような案件なのか。

(事務局)

具体的な裁判所の調書や、そのような裁判所関係の文書に対する請求は、稀にある。144番の案件がどのような内容だったのか、確実な回答ができない。このような文書は、市に対して、市民や事業者が訴訟を起こした裁判の記録であり、144番は、市が訴えられたものであると記憶している。開示する場合は、訴えた側の人の氏名等の情報は、黒塗りにしている。

- ⑥ 資料1の9ページの表6、43・44・45番に「中学校の2学期3学期の期末テストの全て」とあるが、何故この中学校3校だけなのか。何か経緯があるのか。

(事務局)

その案件については、最初3校だったが、後に他の学校に対しても請求があった。おそらく自身が調べたい近辺の学校を最初3件分調べてから、他の学校も請求したのかと思われる。

次に、テストを公開請求で受けるかどうかについては、市立の学校の文書になるので、大きく括ると、市が保有している文書という扱いになるので、公開請求で対応した。この案件は、以前のテストの内容を調べて、子ども達に情報提供するという目的で請求したものと思われる。請求者は事業者であり、この事業者は、定期的に公開請求している。

- ⑦ 資料1の5ページの「表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況」では、文書の非公開の件数の全てが文書不存在となっている。文書不存在は、令和4年度に非常に増えているが、文書の不存在とは、「保存期間」が過ぎた文書を廃棄した文書のことか、それとも元々作成していない文書のことか。

(事務局)

両方の理由がある。1つは、保存期間が過ぎてしまっていて既に廃棄されている文

書。後は、元々作成していない、元々申請等を受け付けていないので持っていない、という文書。どちらかという、元々存在していないという方が、文書不存在の理由としては多いイメージである。請求しても文書がないという場合は、あらかじめわかった時点で、所管課からその旨を伝えるが、「存在しない」という証明・決定が欲しいという方もいる。そのような方には、不存在の決定通知を出している。「不存在がわかれば、もういい」という方は、請求を取り下げる、または、そもそも請求をしない、そういう方が多い。従って、不存在26件の多くは、存在しないことの証明が欲しいものと推測される。

(2) 令和4年度個人情報取扱事務の各種届出について

- 総務課が資料2「令和4年度個人情報取扱事務の各種届出について」に基づき、概要を報告した。
- 質疑応答なし

(3) 令和4年度防犯等カメラ、ドライブレコーダー及びナンバーディスプレイの運用状況について

- 総務課が資料3「令和4年度防犯等カメラ、ドライブレコーダー及びナンバーディスプレイの運用状況について」に基づき、概要を報告した。

- 質疑応答

- ① 資料3-1「防犯等カメラ設置状況一覧表」について。No.91以降の学校の防犯カメラは、学校の建物や敷地内にある台数か。あるいは、通学路の防犯カメラも含めての台数か。

(事務局)

学校の防犯カメラは学校の敷地内にあり、通学路の防犯カメラは、No.145にあるとおり学校管理課の所管となる。市内全体で通学路に50台設置している、とある。

- ② ビデオテープで録画するような古い防犯カメラを使用している学校があるが、そのようなカメラは更新されないのか。

(委員、事務局)

学校管理課は、基本的に1校につき8台で設置している。8台を超える防犯カメラはプラスアルファ。学校独自で過去にPTAの予算で付けた場合は、例えば全部で12台ある場合もある。元々防犯カメラがなかった学校は、最低数の8台しかないという状態だ。ビデオテープの防犯カメラは、学校独自で設置したものである。

- ③ 以前と比較すると、市の防犯カメラは非常に増えたようだ。これだけあちこちにあるならば犯罪抑止につながると思うが、多くのカメラがあることを市民の皆さんに何らかの形で周知しているか。

(事務局)

防犯カメラについては、当初、あくまでも必要最小限の範囲で、個人情報の適正な取扱いを目的として、「個人情報を取り扱うにあたり、これらの規定を必ず遵守しなさい、そのために防犯カメラは必要最小限で設置すべきだ」という考えのもと、要領を定めた。しかし、ここ10年ほどで状況が一変し、犯罪の抑止や情報の利活用に、非常に有効だということが言われるようになり、防犯カメラを有効に、率先して設置・活用すべきだという状況に変わってきている。

そうなると、今までの要領のやり方だと、若干違和感が出てしまう。くらし安心課が防犯等を所管しているので、今後の防犯カメラの利活用については、防犯カメラのあり方、どういうところでどういうふう設置するか、あるいはどういったところで設置しているかということも含めて、くらし安心課の方で今後の検討ということで、協議をしているところである。設置状況の周知等についても課題の一つであると思う。その辺の協議が整い次第、ある程度、状況をお知らせできると思うが、今のところは整理中と聞いているので、今しばらく待つて欲しい。

防犯カメラの有用性については、議会の質問でも頻繁に取り上げられており、十分に感じているところなので、当然個人情報に配慮しつつ進める形になっていく、と考えている。

- ④ 資料3-2「防犯カメラ設置事務に係る映像の目的外利用及び外部提供の報告」に関連して。私はマンションに住んでおり、防犯カメラを置いている。車上荒らしや落下事故などがあった場合、必ず警察の方が来て、協力して見せるが、その後どうなったという情報がない。資料にあるドライブレコーダーや防犯カメラについても、実際どのように活用されて、その結果がどうなっているのかが見えない。しかし、結果がフィードバックされると、逆に個人情報が漏れてしまうということに繋がる。市としては、その辺のところはどのように考えているのか。

(事務局)

警察から捜査結果等のフィードバックを受けることはできない。しかし、その上で個人情報の適切な取扱いがなされることが保証されるため、警察へ提供することが可能となっている。

考え方としては、先ほどお話したように、いわゆる防犯カメラ等の利活用の話になると思う。防犯カメラ等については設置を進めているが、どのように設置していくのか、あるいはどこに優先的に設置していくのか、学校、商店街、住宅地などいろいろある。防犯カメラ等について、今までは各課で個別に設置していた。しかし、これだ

け防犯カメラ等が多くなると、やはり統一した考えのもとで設置すべきではないかという意見があり、その辺をどうするか協議しているところである。

今後、防犯カメラ等を利活用する運用について、越谷市としてどうやっていくかを検討して、それを市民の皆さんにもお示しして、そこに例えば補助金を活用して設置するということもあり得る。今後のあり方について、詳しくは、くらし安心課の範疇となる。

- ⑤ 資料3-5「ナンバーディスプレイ機能付き電話機の設置状況一覧表」の「番号自動記録機能」の欄に「有・なし(-)」とある。ナンバーディスプレイは、電話にある程度の電話番号が表示されるものと認識している。「有」は、メモリー機能や記録媒体で電話番号を記録する電話だと思うが、そうではない電話とはどのようなものか。

(事務局)

表示された電話番号が自動的に記録されるのではなく、電話を受けた者が番号をメモする方法になる。

- ⑥ 資料3-5「ナンバーディスプレイ機能付き電話機の設置状況一覧表」の「電話機のセキュリティ」の欄に「夜間その他業務が行われない時間帯等、職員が不在時には施錠を徹底し厳重に管理する。」との記載が複数あるが、電話に施錠するとは、どのような状態のことか。

(事務局)

建物自体や、建物の中にある事務所をイメージしているのではないか。資料を見ると、保健センター、なんとかセンター、診療所内とある。おそらくその建物自体や事務所に鍵をかけたということを「電話機のセキュリティ」として記載しているものと考ええる。

パソコンのように、盗られないようにワイヤーを付けて南京錠で鍵をかけてということもあり得る。ナンバーディスプレイ電話機の場合は、電話機自体に番号が記録された場合に、それを盗られてしまうと、一括して電話番号が盗まれるということがあり得る。その建物自体のセキュリティでもあるが、場合によっては、電話機自体にセキュリティをかけてその電話機を持って行かせないということも考えられると思う。

- ⑦ 「ナンバーディスプレイで表示された電話番号をメモする」という話があったが、メモだけならば個人情報に値しない、という認識でよいか。

(事務局)

メモであっても、そこに記録された内容が個人情報であることに変わりはない。ただし、単なる個人で電話番号等をメモするだけであれば、公文書に当たらないが、それを例えばその職場の人で共有する場合には、組織共用性が認められるものと判断し、

それは公文書となる。おそらくそういう場合は、例えばその電話番号と通話の大きな概要を1本の報告書や記録としてまとめるパターンが考えられる。正式には決裁という形をとり、「誰からの電話で、どのような内容で、電話番号は何番」と、普通はそのように整える。メモなどが組織で共有されると、それは公文書となり、開示請求等の対象になってくる。

(4) 越谷市随意契約事務取扱要領の一部改正について

- 総務課が資料4「越谷市随意契約事務取扱要領の一部改正について」に基づき、概要を説明した。

- 質疑応答  
なし

3 その他

- 質疑応答

- ① 個人情報保護法の改正が行われ、個人情報の定義などが多少変わったと思うが、以前いただいた個人情報保護制度の手引きや情報公開制度の手引きなどは改定されるのか。

(事務局)

令和5年度より、条例から法律に移行した。以前配付した手引きは、越谷市個人情報保護条例に基づいたものになっている。個人情報保護法に関しては、個人情報保護委員会が所管するということで、事務対応ガイド、ガイドライン、Q&Aといった資料があり、基本的にはそれに準じた運用を進めている。従って、従前の手引きは令和4年度以前の参考にはなるが、それが適用されるということではない。

従前の手引きに代わるものとして、今のところ、個人情報保護委員会で定めた事務対応ガイド等を参考にして運用している。今後、他の市町村等の状況も踏まえ、独自の手引きが必要であれば検討していきたい。

4 閉会

- 司会（倉田課長）による閉会挨拶